

○公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照条文
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一（第十三条関係） 北海道 第三区 札幌市 白石区 菊水一条一丁目、菊水一条二丁目、菊水一条三丁目、菊水一条四丁目、菊水二条一丁目、菊水二条二丁目、菊水二条三丁目、菊水三条一丁目、菊水三条二丁目、菊水三条三丁目、菊水三条四丁目、菊水三条五丁目、菊水三条六丁目、菊水三条七丁目、菊水三条八丁目、菊水三条九丁目、菊水四条一丁目、菊水四条二丁目、菊水四条三丁目、菊水四条四丁目、菊水五条一丁目、菊水五条二丁目、菊水五条三丁目、菊水五条四丁目、菊水五条五丁目、菊水六条一丁目、菊水六条二丁目、菊水六条三丁目、菊水六条四丁目、菊水六条五丁目、菊水六条六丁目、菊水六条七丁目、菊水六条八丁目、菊水六条九丁目、菊水七条一丁目、菊水七条二丁目、菊水七条三丁目、菊水七条四丁目、菊水七条五丁目、菊水七条六丁目、菊水七条七丁目、菊水七条八丁目、菊水七条九丁目、菊水八条一丁目、菊水八条二丁目、菊水八条三丁目、菊水八条四丁目、菊水八条五丁目、菊水八条六丁目、菊水八条七丁目、菊水八条八丁目、菊水八条九丁目、菊水九条一丁目、菊水九条二丁目、菊水九条三丁目、菊水九条四丁目、菊水九条五丁目、菊水九条六丁目、菊水九条七丁目、菊水九条八丁目、菊水九条九丁目、菊水上町一条一丁目、菊水上町一条二丁目、菊水上町一条三丁目、菊水上町一条四丁目、菊水上町二条一丁目、菊水上町二条二丁目、菊水上町二条三丁目、菊水上町二条四丁目、菊水上町三条一丁目、菊水上町三条二丁目、菊水上町三条三丁目、菊水上町三条四丁目、菊水上町四条一丁目、菊水上町四条二丁目、菊水上町四条三丁目、菊水上町四条四丁目、菊水上町四条五丁目、菊水上町四条六丁目、菊水上町四条七丁目、菊水上町四条八丁目、菊水上町四条九丁目、菊水元町一条一丁目、菊水元町一条二丁目、菊水元町一条三丁目、菊水元町一条四丁目、菊水元町一条五丁目、菊水元町一条六丁目、菊水元町一条七丁目、菊水元町一条八丁目、菊水元町一条九丁目、菊水元町二条一丁目、菊水元町二条二丁目、菊水元町二条三丁目、菊水元町二条四丁目、菊水元町二条五丁目、菊水元町二条六丁目、菊水元町二条七丁目、菊水元町二条八丁目、菊水元町二条九丁目、菊水元町三条一丁目、菊水元町三条二丁目、菊水元町三条三丁目、菊水元町三条四丁目、菊水元町三条五丁目、菊水元町三条六丁目、菊水元町三条七丁目、菊水元町三条八丁目、菊水元町三条九丁目、菊水元町四条一丁目、菊水元町四条二丁目、菊水元町四条三丁目、菊水元町四条四丁目、菊水元町四条五丁目、菊水元町四条六丁目、菊水元町四条七丁目、菊水元町四条八丁目、菊水元町四条九丁目、菊水元町五条一丁目、菊水元町五条二丁目、菊水元町五条三丁目、菊水元町五条四丁目、菊水元町五条五丁目、菊水元町五条六丁目、菊水元町五条七丁目、菊水元町五条八丁目、菊水元町五条九丁目、菊水元町六条一丁目、菊水元町六条二丁目、菊水元町六条三丁目、菊水元町六条四丁目、菊水元町六条五丁目、菊水元町六条六丁目、菊水元町六条七丁目、菊水元町六条八丁目、菊水元町六条九丁目、菊水元町七条一丁目、菊水元町七条二丁目、菊水元町七条三丁目、菊水元町七条四丁目、菊水元町七条五丁目、菊水元町七条六丁目、菊水元町七条七丁目、菊水元町七条八丁目、菊水元町七条九丁目、菊水元町八条一丁目、菊水元町八条二丁目、菊水元町八条三丁目、菊水元町八条四丁目、菊水元町八条五丁目、菊水元町八条六丁目、菊水元町八条七丁目、菊水元町八条八丁目、菊水元町八条九丁目、菊水元町九条一丁目、菊水元町九条二丁目、菊水元町九条三丁目、菊水元町九条四丁目、菊水元町九条五丁目、菊水元町九条六丁目、菊水元町九条七丁目、菊水元町九条八丁目、菊水元町九条九丁目</p>	<p>別表第一（第十三条関係） 北海道 第三区 札幌市 白石区 豊平区 清田区</p>

町一条五丁目、菊水元町二条一丁目、菊水元町二条二丁目、菊水元町二条三丁目、菊水元町二条四丁目、菊水元町二条五丁目、菊水元町三条一丁目、菊水元町三条二丁目、菊水元町三条三丁目、菊水元町三条四丁目、菊水元町三条五丁目、菊水元町四条一丁目、菊水元町四条二丁目、菊水元町四条三丁目、菊水元町五条一丁目、菊水元町五条二丁目、菊水元町五条三丁目、菊水元町六条一丁目、菊水元町六条二丁目、菊水元町六条三丁目、菊水元町七条一丁目、菊水元町七条二丁目、菊水元町七条三丁目、菊水元町八条一丁目、菊水元町八条二丁目、菊水元町八条三丁目、菊水元町九条一丁目、菊水元町九条二丁目、菊水元町十条一丁目、菊水元町、米里一条一丁目、米里一条二丁目、米里一条三丁目、米里一条四丁目、米里二条一丁目、米里二条二丁目、米里二条三丁目、米里二条四丁目、米里三条一丁目、米里三条二丁目、米里三条三丁目、米里四条一丁目、米里四条二丁目、米里四条三丁目、米里五条一丁目、米里五条二丁目、米里五条三丁目、米里、東米里、東札幌一条一丁目、東札幌一条二丁目、東札幌一条三丁目、東札幌一条四丁目、東札幌一条五丁目、東札幌一条六丁目、東札幌二条一丁目、東札幌二条二丁目、東札幌二条三丁目、東札幌二条四丁目、東札幌二条五丁目、東札幌二条六丁目、東札幌三条一丁目、東札幌三条二丁目、東札幌三条三丁目、東札幌三条四丁目、東札幌三条五丁目、東札幌三条六丁目、東札幌四条一丁目、東札幌四条二丁目、東札幌四条三丁目、東札幌四条四丁目、東札幌四条五丁目、東札幌四条六丁目、東札幌五条一丁目、東札幌五条二丁目、東札幌五条三丁目、東札幌五条四丁目、東札幌五条五丁目、東札幌五条六丁目、東札幌六条一丁目、東札幌六条二丁目、東札幌六条三丁目、東札幌六条四丁目、東札幌六条五丁目、東札幌六条六丁目、中

郷通三丁目北、本郷通四丁目北、本郷通五丁目北、本郷通六丁目北、本郷通七丁目北、本郷通八丁目北、本郷通九丁目北、本郷通十丁目北、本郷通十一丁目北、本郷通十二丁目北、本郷通十三丁目北、本郷通一丁目南、本郷通二丁目南、本郷通三丁目南、本郷通四丁目南、本郷通五丁目南、本郷通六丁目南、本郷通七丁目南、本郷通八丁目南、本郷通九丁目南、本郷通十丁目南、本郷通十一丁目南、本郷通十二丁目南、本郷通十三丁目南、本郷一条三丁目、北郷一条四丁目、北郷一条五丁目、北郷一条六丁目、北郷一条七丁目、北郷一条八丁目、北郷一条九丁目、北郷一条十丁目、北郷二条一丁目、北郷二条二丁目、北郷二条三丁目、北郷二条四丁目、北郷二条五丁目、北郷二条六丁目、北郷二条七丁目、北郷二条八丁目、北郷二条九丁目、北郷二条十丁目、北郷三条一丁目、北郷三条二丁目、北郷三条三丁目、北郷三条四丁目、北郷三条五丁目、北郷三条六丁目、北郷三条七丁目、北郷三条八丁目、北郷三条九丁目、北郷三条十丁目、北郷四条一丁目、北郷四条二丁目、北郷四条三丁目、北郷四条四丁目、北郷四条五丁目、北郷四条六丁目、北郷四条七丁目、北郷四条八丁目、北郷四条九丁目、北郷四条十丁目、北郷五条一丁目、北郷五条二丁目、北郷五条三丁目、北郷五条四丁目、北郷五条五丁目、北郷五条六丁目、北郷五条七丁目、北郷五条八丁目、北郷五条九丁目、北郷五条十丁目、北郷六条一丁目、北郷六条二丁目、北郷六条三丁目、北郷六条四丁目、北郷六条五丁目、北郷六条六丁目、北郷六条七丁目、北郷六条八丁目、北郷六条九丁目、北郷六条十丁目、北郷七条一丁目、北郷七条二丁目、北郷七条三丁目、北郷七条四丁目、北郷七条五丁目、北郷七条六丁目、北郷七条七丁目、北郷七条八丁目、北郷七条九丁目、北郷七条十丁目、北郷八条一丁目、北郷八条二丁目、北郷八条三丁目、北郷八条四丁目、北郷八条五丁目、北郷八条六丁目、北郷八条七丁目、北郷八条八丁目、北郷八条九丁目、北郷八条十丁目、北郷九条一丁目、北郷九条二丁目、北郷九条三丁目、北郷九条四丁目、北郷九条五丁目、北郷九条六丁目、北郷九条七丁目、北郷九条八丁目、北郷九条九丁目、北郷九条十丁目、南郷通一丁目北、南郷通二丁目北、南郷通三

小樽市

石狩市

北海道後志総合振興局管内

第五区

札幌市

白石区

第三区に属しない区域

厚別区

江別市

千歳市

恵庭市

北広島市

北海道石狩振興局管内

宮城県

第一区

仙台市

青葉区

太白区

第三区

白石市

名取市

角田市

岩沼市

刈田郡

柴田郡

小樽市

北海道後志総合振興局管内

第五区

札幌市

厚別区

江別市

千歳市

恵庭市

北広島市

石狩市

北海道石狩振興局管内

宮城県

第一区

仙台市

青葉区

太白区

本庁管内

第三区

仙台市

太白区

第一区に属しない区域

白石市

名取市

角田市

伊具郡
亘理郡

第四区

石巻市
塩竈市
多賀城市
東松島市
富谷市
宮城郡
黒川郡
牡鹿郡

第五区

気仙沼市
登米市
栗原市
大崎市
加美郡
遠田郡
本吉郡

岩沼市

刈田郡

柴田郡

伊具郡

亘理郡

第四区

塩竈市

多賀城市

富谷市

宮城郡

七ヶ浜町

利府町

黒川郡

大和町

大衡村

加美郡

第五区

石巻市

東松島市

大崎市

大崎市松山総合支所管内

大崎市三本木総合支所管内

大崎市鹿島台総合支所管内

大崎市田尻総合支所管内

宮城郡

松島町

(削る)

第一区
福島県

福島市
二本松市
伊達市
本宮市
伊達郡
安達郡
第二区
郡山市
須賀川市
田村市
岩瀬郡
石川郡
田村郡

第六区
黒川郡
大郷町
遠田郡
牡鹿郡
本吉郡

第五区に属しない区域
福島県

第一区
福島市
相馬市
南相馬市
伊達市
伊達郡
相馬郡
第二区
郡山市
二本松市
本宮市
安達郡

第一区	茨城 県	(削る)	相馬 郡	双葉 郡	南相馬 市	相馬 市	いわき 市	第四区	東白川 郡	西白河 郡	大沼 郡	河沼 郡	耶麻 郡	南会津 郡	喜多方 市	白河 市	会津若松 市	第三区

第一区	茨城 県	第五区	双葉 郡	いわき 市	西郷 村	西白河 郡	大沼 郡	河沼 郡	耶麻 郡	南会津 郡	喜多方 市	会津若松 市	第四区	田村 郡	石川 郡	東白川 郡	矢吹 町	中島 村	泉崎 村	西白河 郡	岩瀬 郡	田村 市	須賀川 市	白河 市	第三区

水戸市
笠間市
筑西市
桜川市
東茨城郡
城里町

第二区
鹿嶋市
潮来市
神栖市
行方市

水戸市
本庁管内
水戸市役所赤塚出張所管内
水戸市役所常澄出張所管内
下妻市
下妻、長塚、砂沼新田、坂本新田、大木新田、石の宮、堀籠、坂井、比毛、横根、平川戸、北大宝、大宝、大串、平沼、福田、下木戸、神明、若柳、下宮、数須、筑波島、下田、中郷、黒駒、江、平方、尻手、渋井、桐ヶ瀬、前河原、赤須、柴、半谷、大木、南原、上野、関本、下、袋畑、古沢、小島、二本紀、今泉、中居指、新堀、加養、亀崎、樋橋、肘谷、山尻、谷田部、柳原、安食、高道祖、本城町一丁目、本城町二丁目、本城町三丁目、小野子町一丁目、小野子町二丁目、本宿町一丁目、本宿町二丁目、田町一丁目、田町二丁目
笠間市
笠間市役所笠間支所管内
常陸大宮市
御前山支所管内
筑西市
桜川市
東茨城郡
城里町
第二区
水戸市
第一区に属しない区域
笠間市
第一区に属しない区域

銚田市
小美玉市
東茨城郡
茨城町
大洗町

第四区

常陸太田市
ひたちなか市
常陸大宮市
那珂市
久慈郡

第六区

土浦市
石岡市
つくば市
かすみがうら市
つくばみらい市

鹿嶋市

潮来市

神栖市

行方市

銚田市

小美玉市

本庁管内

小美玉市役所小川総合支所管内

東茨城郡

茨城町

大洗町

第四区

常陸太田市
ひたちなか市
常陸大宮市

第一区に属しない区域

那珂市

久慈郡

第六区

土浦市

石岡市

つくば市

かすみがうら市

つくばみらい市

小美玉市

第二区に属しない区域

第七区

古河市

結城市

下妻市

常総市

坂東市

結城郡

猿島郡

栃木県

第一区

宇都宮市

本庁管内

宇都宮市平石地区市民センター管内

宇都宮市清原地区市民センター管内

宇都宮市横川地区市民センター管内

宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内

宇都宮市城山地区市民センター管内

宇都宮市国本地区市民センター管内

宇都宮市富屋地区市民センター管内

宇都宮市豊郷地区市民センター管内

宇都宮市篠井地区市民センター管内

宇都宮市姿川地区市民センター管内

宇都宮市雀宮地区市民センター管内

宇都宮市役所室木出張所管内

宇都宮市役所陽南出張所管内

第七区

古河市

結城市

下妻市

第一区に属しない区域

常総市

坂東市

結城郡

猿島郡

栃木県

第一区

宇都宮市

本庁管内

宇都宮市平石地区市民センター管内

宇都宮市清原地区市民センター管内

宇都宮市横川地区市民センター管内

宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内

宇都宮市城山地区市民センター管内

宇都宮市国本地区市民センター管内

宇都宮市富屋地区市民センター管内

宇都宮市豊郷地区市民センター管内

宇都宮市篠井地区市民センター管内

宇都宮市姿川地区市民センター管内

宇都宮市雀宮地区市民センター管内

宇都宮市役所室木出張所管内

宇都宮市役所陽南出張所管内

河内郡

第二区

宇都宮市

第一区に属しない区域

鹿沼市

日光市

さくら市

塩谷郡

第四区

小山市

真岡市

下野市

芳賀郡

下都賀郡

下野市

第二区

宇都宮市

第一区に属しない区域

栃木市

栃木市役所西方総合支所管内

鹿沼市

日光市

さくら市

塩谷郡

第四区

栃木市

栃木市役所大平総合支所管内

栃木市役所藤岡総合支所管内

栃木市役所都賀総合支所管内

栃木市役所岩舟総合支所管内

小山市

真岡市

下野市

第一区に属しない区域

第五区

足利市
栃木市
佐野市

第一区

前橋市
沼田市
利根郡

群馬県

第二区

桐生市
伊勢崎市
みどり市
佐波郡

第五区

芳賀郡
下都賀郡

足利市
栃木市
第二区及び第四区に属しない区域

第一区

前橋市
桐生市
新里支所管内
黒保根支所管内

群馬県

第二区

桐生市
第一区に属しない区域
伊勢崎市
太田市
みどり市
みどり市東支所管内
利根郡
澁川市
澁川市赤城行政センター管内
澁川市北橋行政センター管内
藪塚町、山之神町、寄合町、大原町、六千石町、大久保町

第三区
 太田市
 館林市
 邑楽郡
 第五区
 高崎市
 第四区に属しない区域
 渋川市
 富岡市
 安中市
 北群馬郡
 甘楽郡
 吾妻郡
 第一区
 埼玉県
 さいたま市
 見沼区
 浦和区
 緑区

みどり市
 第一区に属しない区域
 佐波郡
 第三区
 太田市
 第二区に属しない区域
 館林市
 邑楽郡
 第五区
 高崎市
 第四区に属しない区域
 渋川市
 第一区に属しない区域
 富岡市
 安中市
 北群馬郡
 甘楽郡
 吾妻郡
 埼玉県
 第一区
 さいたま市
 見沼区（大字砂、砂町二丁目、東大宮二丁目、東大宮三丁目及び東大宮四丁目に属する区域を除く。）
 浦和区
 緑区
 岩槻区

第二区

川口市

本庁管内

新郷支所管内

神根支所管内

大字安行領根岸（二百九十番地から六百七十六番地まで、七百十一番地及び七百十二番地に限る。）、大字安行領在家（百十三番地から百十六番地まで及び二百二十六番地から二百八十二番地までに限る。）、在家町、大字木曾呂（千三百十三番地、千三百三十六番地、千三百四十一番地、千三百六十五番地、千三百六十九番地から千三百七十二番地まで、千三百九十二番地から千三百九十九番地まで、千四百九番地、千四百十九番地から千四百二十七番地まで、千四百五十番地、千四百五十九番地から千四百六十二番地まで、千四百六十七番地、千四百六十八番地、千四百七十三番地、千四百七十七番地から千四百七十九番地まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百九十二番地から千五百二十四番地まで及び千五百二十八番地から千五百六十番地までに限る。）、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町、本前川三丁目

芝支所管内

安行支所管内（大字安行慈林（六百十四番地から六百二十九番地までに限る。）に属する区域を除く。）

鳩ヶ谷支所管内

第三区

川口市

第二区に属しない区域

越谷市

第二区

川口市

本庁管内

新郷支所管内

神根支所管内

芝支所管内

芝中田一丁目、芝中田二丁目、芝宮根町、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝東町、芝一丁目、芝二丁目、芝三丁目、芝四丁目、芝下一丁目、芝下二丁目、芝下三丁目、大字芝（三千百二番地から三千百九十八番地までを除く。）、芝西一丁目（一番から十一番までを除く。）、芝西二丁目、芝塚原一丁目（一番及び四番を除く。）、芝塚原二丁目、大字伊刈、大字小谷場、柳崎二丁目、柳崎三丁目、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町

安行支所管内

戸塚支所管内

鳩ヶ谷支所管内

第三区

草加市

越谷市

赤山町一丁目、赤山町二丁目、赤山町三丁目、赤山町四丁目、赤山町

五丁目、赤山本町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、東町五丁目、東町六丁目、伊原一丁目、伊原二丁目、大字大里、大沢、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目、大沢四丁目、大字大杉、大字大泊、大字大林、大字大房、大字大松、大間野町一丁目、大間野町二丁目、大間野町三丁目、大間野町四丁目、大間野町五丁目、大字大吉、大字小曾川、大字上間久里（九百七十六番地から千七十五番地までを除く。）、大字蒲生、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生茜町、蒲生旭町、蒲生愛宕町、蒲生寿町、蒲生西町一丁目、蒲生西町二丁目、蒲生東町、蒲生本町、蒲生南町、川柳町一丁目、川柳町二丁目、川柳町三丁目、川柳町四丁目、川柳町五丁目、川柳町六丁目、瓦曾根一丁目、瓦曾根二丁目、瓦曾根三丁目、大字北後谷、大字北川崎、北越谷一丁目、北越谷二丁目、北越谷三丁目、北越谷四丁目、北越谷五丁目、越ヶ谷、越ヶ谷一丁目、越ヶ谷二丁目、越ヶ谷三丁目、越ヶ谷四丁目、越ヶ谷五丁目、越ヶ谷本町、御殿町、相模町一丁目、相模町二丁目、相模町三丁目、相模町四丁目、相模町五丁目、相模町六丁目、相模町七丁目、七左町一丁目、七左町四丁目、七左町五丁目、七左町六丁目、七左町七丁目、七左町八丁目、大字下間久里、新川町一丁目、新川町二丁目、新越谷一丁目、新越谷二丁目、神明町一丁目、神明町二丁目、神明町三丁目、大字砂原、千間台東一丁目、千間台東二丁目、千間台東三丁目、千間台東四丁目、大成町一丁目、大成町二丁目、大成町三丁目、大成町四丁目、大成町五丁目、大成町六丁目、大成町七丁目、大成町八丁目、大字中島、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、大字長島、中町、大字西新井、大字西方、西方一丁目、西方二丁目、大字野島、登戸町、大字花田、花田一丁目、花田二丁目、花田三丁目、花田四丁目、花田五丁目、花田六丁目、花田七丁目、東大沢一丁目、東大沢二丁目、東大沢三丁目、

東大沢四丁目、東大沢五丁目、東越谷一丁目、東越谷二丁目、東越谷三丁目、東越谷四丁目、東越谷五丁目、東越谷六丁目、東越谷七丁目、東越谷八丁目、東越谷九丁目、東越谷十丁目、東柳田町、大字平方、平方南町、大字袋山（六百七十一番地から六百七十九番地まで、六百八十一番地から六百八十七番地まで、六百九十六番地から六百九十九番地まで、七百四番地、七百二十八番地から七百五十三番地まで、七百六十一番地から八百五番地まで、八百十一番地から八百三十七番地まで、八百四十三番地、八百五十六番地から八百八十八番地まで、八百九十九番地から九百五十二番地まで、九百七十八番地から千二十一番地まで、千八十一番地から千百六十二番地まで、千百六十四番地から千百八十七番地まで、千百九十一番地から千二百十八番地まで、千六百七十七番地、千七百十七番地、千七百十八番地、千七百五十六番地、千七百五十七番地、千八百五十一番地から二千一番地まで及び二千四番地から二千六十番地までに限る。）、大字船渡、大字増林、増林一丁目、増林二丁目、増林三丁目、大字増森、増森一丁目、増森二丁目、大字南荻島（一番地から四千十三番地まで、四千九十五番地、四千九十六番地及び四千百三十一番地から四千百三十五番地までに限る。）、南越谷一丁目、南越谷二丁目、南越谷三丁目、南越谷四丁目、南越谷五丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、宮前一丁目、宮本町一丁目、宮本町二丁目、宮本町三丁目、宮本町四丁目、宮本町五丁目、大字向畑、元柳田町、弥栄町一丁目、弥栄町二丁目、弥栄町三丁目、弥栄町四丁目、大字弥十郎、谷中町一丁目、谷中町二丁目、谷中町三丁目、谷中町四丁目、柳町、弥生町、流通団地一丁目、流通団地二丁目、流通団地三丁目、流通団地四丁目、レイクタウン一丁目、レイクタウン二丁目、レイクタウン三丁目、レイクタウン四丁目、レイクタウン五丁目、レイクタウン六丁目、レイクタウン七丁目

第五区

さいたま市

西区

北区

大宮区

中央区

第六区

鴻巣市

上尾市

桶川市

北本市

第七区

川越市

富士見市

第八区

所沢市

ふじみ野市

入間郡

第五区

さいたま市

西区

北区

大宮区

見沼区

第一区に属しない区域

中央区

第六区

鴻巣市

本庁管内

吹上支所管内

上尾市

桶川市

北本市

北足立郡

第七区

川越市

富士見市

ふじみ野市

本庁管内

第八区

所沢市

ふじみ野市

第七区に属しない区域

レイクタウン八丁目、レイクタウン九丁目

三芳町

第十一区

秩父市

本庄市

深谷市

秩父郡

児玉郡

大里郡

第十二区

熊谷市

行田市

加須市

羽生市

第十三区

久喜市

蓮田市

幸手市

白岡市

北足立郡

南埼玉郡

入間郡

三芳町

第十一区

熊谷市

熊谷市役所江南行政センター管内

秩父市

本庄市

深谷市

秩父郡

児玉郡

大里郡

第十二区

熊谷市

第十一区に属しない区域

行田市

加須市

羽生市

鴻巣市

第六区に属しない区域

第十三区

春日部市

赤沼、一ノ割、一ノ割一丁目、一ノ割二丁目、一ノ割三丁目、一ノ割

四丁目、牛島、内牧、梅田、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、

梅田本町一丁目、梅田本町二丁目、大枝、大沼一丁目、大沼二丁目、

大沼三丁目、大沼四丁目、大沼五丁目、大沼六丁目、大沼七丁目、大

場、大畑、粕壁、粕壁一丁目、粕壁二丁目、粕壁三丁目、粕壁四丁目

粕壁東一丁目、粕壁東二丁目、粕壁東三丁目、粕壁東四丁目、粕壁東五丁目、粕壁東六丁目、上大増新田、上蛭田、小渕、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、下大増新田、下蛭田、新川、薄谷、千間一丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、銚子口、道口蛭田、道順川戸、豊野町一丁目、豊野町二丁目、豊野町三丁目、武里中野、新方袋、西八木崎一丁目、西八木崎二丁目、西八木崎三丁目、八丁目、花積、浜川戸一丁目、浜川戸二丁目、樋堀、樋籠、備後西一丁目、備後西二丁目、備後西三丁目、備後西四丁目、備後西五丁目、備後東一丁目、備後東二丁目、備後東三丁目、備後東四丁目、備後東五丁目、備後東六丁目、備後東七丁目、備後東八丁目、藤塚、不動院野、本田町一丁目、本田町二丁目、増富、増戸、増田新田、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目、緑町六丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、南栄町、南中曾根、八木崎町、谷原一丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原新田、豊町一丁目、豊町二丁目、豊町三丁目、豊町四丁目、豊町五丁目、豊町六丁目、六軒町

越谷市

第三区に属しない区域

久喜市

本庁管内

久喜市菖蒲総合支所管内

蓮田市

白岡市

南埼玉郡

草加市
八潮市
三郷市

第十五区

さいたま市
桜区
南区
蕨市
戸田市

第十六区

さいたま市
岩槻区
春日部市
吉川市
北葛飾郡
松伏町
千葉

第二区

県

春日部市

第十三区に属しない区域

久喜市

第十三区に属しない区域

八潮市

三郷市

幸手市

吉川市

北葛飾郡

第十五区

さいたま市
桜区
南区
川口市

第二区に属しない区域

蕨市

戸田市

(新設)

千葉 県

第二区

千葉市

花見川区

八千代市

第四区

市川市

本庁管内

国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、市川四丁目、真間四丁目、真間五丁目、東菅野四丁目、東菅野五丁目、宮久保一丁目、宮久保二丁目、宮久保三丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目、宮久保六丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、中国分一丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、北国分四丁目、須和田一丁目、須和田二丁目、稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目、曾谷一丁目、曾谷二丁目、曾谷三丁目、曾谷四丁目、曾谷五丁目、曾谷六丁目、曾谷七丁目、曾谷八丁目、下貝塚一丁目、下貝塚二丁目、下貝塚三丁目、東国分一丁目、東国分二丁目、東国分三丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、堀之内三丁目、堀之内四丁目、堀之内五丁目

大柏出張所管内

船橋市

千葉市

花見川区

習志野市

八千代市

第四区

船橋市

本庁管内

船橋市二宮出張所管内
 船橋市芝山出張所管内
 船橋市高根台出張所管内
 船橋市習志野台出張所管内
 船橋市西船橋出張所管内
 船橋市船橋駅前総合窓口センター管内（丸山一丁目、丸山二丁目、丸山三丁目、丸山四丁目及び丸山五丁目に属する区域を除く。）

本庁管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

第五区

市川市

第四区に属しない区域

浦安市

第五区

市川市

本庁管内

市川一丁目、市川二丁目、市川三丁目、市川南一丁目、市川南二丁目、市川南三丁目、市川南四丁目、市川南五丁目、真間一丁目、真間二丁目、真間三丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、新田四丁目、新田五丁目、平田一丁目、平田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、大洲一丁目、大洲二丁目、大洲三丁目、大洲四丁目、大和田一丁目、大和田二丁目、大和田三丁目、大和田四丁目、大和田五丁目、東大和田一丁目、東大和田二丁目、稻荷木一丁目、稻荷木二丁目、稻荷木三丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、南八幡一丁目、南八幡二丁目、南八幡三丁目、南八幡四丁目、南八幡五丁目、菅野一丁目、菅野二丁目、菅野三丁目、菅野四丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、東菅野一丁目、東菅野二丁目、東菅野三丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、本北方四丁目、東浜一丁目、田尻、田尻一丁目、田尻二丁目、田尻三丁目、田尻四丁目、田尻五丁目、高谷、高谷一丁目、高谷二丁目、高谷三丁目、高谷新町、原木、原木一丁目、原木二丁目、原木三丁目、原木四丁目、二俣、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣新町、上妙典

第六区

松戸市

第七区

野田市
流山市

第八区

柏市

行徳支所管内

浦安市

第六区

市川市

第五区に属しない区域

松戸市

本庁管内

常盤平支所管内

六実支所管内

矢切支所管内

東部支所管内

第七区

松戸市

第六区に属しない区域

野田市

流山市

第八区

柏市

本庁管内

田中出張所管内

増尾出張所管内

富勢出張所管内

光ヶ丘出張所管内

豊四季台出張所管内

南部出張所管内

西原出張所管内

第十区

銚子市
成田市
旭市
匝瑳市
香取市
香取郡

第十一区

茂原市
東金市
勝浦市
山武市
いすみ市
大網白里市
山武郡
長生郡
夷隅郡

第十区

松葉出張所管内
藤心出張所管内
柏駅前行政サービスセンター管内
我孫子市

銚子市
成田市
旭市
匝瑳市
香取市
香取郡
山武郡
横芝光町

第十一区

篠本、新井、宝米、市野原、二又、小川台、台、傍示戸、富下、虫生、小田部、母子、芝崎、芝崎南、宮川、谷中、目篠、上原、原方、木戸、尾垂イ、尾垂ロ、篠本根切
茂原市
東金市
勝浦市
山武市
いすみ市
大網白里市
山武郡
九十九里町
芝山町

第十三区

我孫子市
鎌ヶ谷市
印西市
白井市
富里市
印旛郡

第十四区

船橋市

第十四区に属しない区域

習志野市

東京都

第一区

千代田区
新宿区

横芝光町

第十区に属しない区域

長生郡

夷隅郡

第十三区

船橋市

第十四区に属しない区域

柏市

第八区に属しない区域

鎌ヶ谷市

印西市

白井市

富里市

印旛郡

(新設)

東京都

第一区

千代田区
港区

港区芝地区総合支所管内(芝五丁目、三田一丁目、三田二丁目及び三田三丁目に属する区域に限る。)

港区麻布地区総合支所管内

港区赤坂地区総合支所管内

第 二 区
中 央 区
台 東 区

港区高輪地区総合支所管内

港区芝浦港南地区総合支所管内（芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、海岸二丁目及び海岸三丁目（一番から三番まで、十四番から十九番まで及び二十二番から三十番までに限る。）に属する区域を除く。）

新 宿 区

本庁管内

新宿区四谷特別出張所管内

新宿区笹筥町特別出張所管内

新宿区榎町特別出張所管内

新宿区若松町特別出張所管内

新宿区大久保特別出張所管内

新宿区戸塚特別出張所管内

新宿区落合第一特別出張所管内

下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、中落

合二丁目、高田馬場三丁目

新宿区柏木特別出張所管内

新宿区角筥特別出張所管内

第 二 区

中 央 区

港 区

第一区に属しない区域

文 京 区

台 東 区

台東一丁目、台東二丁目、台東三丁目、台東四丁目、柳橋一丁目、柳橋二丁目、浅草橋一丁目、浅草橋二丁目、浅草橋三丁目、浅草橋四丁

第三区

品川区

東京都大島支庁管内
東京都三宅支庁管内
東京都八丈支庁管内

第三区

品川区

目、浅草橋五丁目、鳥越一丁目、鳥越二丁目、蔵前一丁目、蔵前二丁目、蔵前三丁目、蔵前四丁目、小島一丁目、小島二丁目、三筋一丁目、三筋二丁目、秋葉原、上野一丁目、上野二丁目、上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目、上野六丁目、上野七丁目、東上野一丁目、東上野二丁目、東上野三丁目、東上野四丁目、東上野五丁目、元浅草一丁目、元浅草二丁目、元浅草三丁目、元浅草四丁目、寿一丁目、寿二丁目、寿三丁目、寿四丁目、駒形一丁目、駒形二丁目、北上野一丁目、北上野二丁目、下谷一丁目、下谷二丁目（一番から十二番まで、十三番六号から十三番十三号まで及び十六番から二十三番までに限る。）
、下谷三丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸三丁目、根岸四丁目、根岸五丁目、入谷一丁目（四番から八番まで、十五番から二十番まで及び二十九番から三十一番までに限る。）
、入谷二丁目（三十四番から三十九番までに限る。）
、竜泉一丁目、竜泉二丁目、竜泉三丁目、西浅草一丁目、雷門一丁目、雷門二丁目、浅草一丁目、浅草二丁目（一番から十二番まで及び二十八番から三十五番までに限る。）
、花川戸一丁目、花川戸二丁目、千束二丁目（三十三番から三十六番までに限る。）
、日本堤二丁目（三十六番から三十九番までに限る。）
、三ノ輪一丁目、三ノ輪二丁目、池之端一丁目、池之端二丁目、池之端三丁目、池之端四丁目、上野公園、上野桜木一丁目、上野桜木二丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、谷中六丁目、谷中七丁目

品川区品川第一地域センター管内
品川区品川第二地域センター管内
品川区大崎第一地域センター管内

東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目（一番から二十一番までに限る。）、西五反田八丁目（四番一号から四番十三号まで、五番、六番十号から六番二十三号まで、七番及び八番に限る。）、小山台一丁目、小山一丁目、荏原一丁目

品川区大崎第二地域センター管内（西五反田六丁目及び西五反田七丁目）に属する区域を除く。）

品川区大井第一地域センター管内

品川区大井第二地域センター管内

品川区大井第三地域センター管内

品川区荏原第一地域センター管内

品川区荏原第二地域センター管内

品川区荏原第三地域センター管内

品川区荏原第四地域センター管内

品川区荏原第五地域センター管内

品川区八潮地域センター管内

大田区

大田区嶺町特別出張所管内

大田区田園調布特別出張所管内

大田区鶴の木特別出張所管内（鶴の木二丁目及び鶴の木三丁目）に属する区域に限る。）

大田区久が原特別出張所管内（千鳥一丁目及び池上三丁目）に属する区域を除く。）

大田区雪谷特別出張所管内

大田区千束特別出張所管内

東京都大島支庁管内

第四区

大田区

- 大田区大森東特別出張所管内
- 大田区大森西特別出張所管内
- 大田区入新井特別出張所管内
- 大田区馬込特別出張所管内
- 大田区池上特別出張所管内
- 大田区新井宿特別出張所管内
- 大田区久が原特別出張所管内（池上三丁目に属する区域に限る。）
- 大田区糶谷特別出張所管内
- 大田区羽田特別出張所管内
- 大田区六郷特別出張所管内
- 大田区矢口特別出張所管内（矢口二丁目（一番、十三番、十四番、二十七番及び二十八番に限る。）及び矢口三丁目（一番及び八番に限る。）に属する区域に限る。）
- 大田区蒲田西特別出張所管内
- 大田区蒲田東特別出張所管内

第五区

世田谷区

- 世田谷区池尻まちづくりセンター管内
- 世田谷区太子堂まちづくりセンター管内
- 世田谷区若林まちづくりセンター管内
- 世田谷区上町まちづくりセンター管内

- 東京都三宅支庁管内
- 東京都八丈支庁管内
- 東京都小笠原支庁管内

第四区

大田区

第三区に属しない区域

第五区

目黒区

- 目黒区北部地区サービス事務所管内（上目黒二丁目（四十七番から四十九番までに限る。）に属する区域に限る。）
- 目黒区東部地区サービス事務所管内（中目黒五丁目、下目黒四丁目（二十一番から二十三番までに限る。）、下目黒五丁目（八番から三十

世田谷区下馬まちづくりセンター管内
世田谷区上馬まちづくりセンター管内
世田谷区代沢まちづくりセンター管内
世田谷区奥沢まちづくりセンター管内
世田谷区九品仏まちづくりセンター管内
世田谷区等々力まちづくりセンター管内
世田谷区上野毛まちづくりセンター管内
世田谷区用賀まちづくりセンター管内
世田谷区二子玉川まちづくりセンター管内
世田谷区深沢まちづくりセンター管内

第六区

(略)

第七区

港区
渋谷区

七番までに限る。)、下目黒六丁目及び目黒本町一丁目に属する区域に限る。)

目黒区中央地区サービス事務所管内(目黒四丁目(六番から十一番までに限る。)に属する区域を除く。)

目黒区南部地区サービス事務所管内

目黒区西部地区サービス事務所管内

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内

世田谷区太子堂まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセンター管内

世田谷区上馬まちづくりセンター管内

世田谷区代沢まちづくりセンター管内

世田谷区奥沢まちづくりセンター管内

世田谷区九品仏まちづくりセンター管内

世田谷区等々力まちづくりセンター管内

世田谷区上野毛まちづくりセンター管内

世田谷区用賀まちづくりセンター管内

世田谷区深沢まちづくりセンター管内

第六区

世田谷区

第五区に属しない区域

第七区

品川区

第三区に属しない区域

目黒区

第五区に属しない区域

第八区

杉並区

下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目（二番から四十四番までに限る。）、永福二丁目、永福三丁目、永福四丁目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、浜田山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目（五番から十八番までに限る。）、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三丁目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東四

渋谷区

中野区

南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、南台五丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目、弥生町五丁目、弥生町六丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、東中野一丁目、東中野二丁目、東中野三丁目、東中野四丁目、東中野五丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目（十番から六十八番までに限る。）、新井一丁目（一番から三十五番までに限る。）、新井二丁目、新井三丁目、野方一丁目、野方二丁目（一番から三十一番まで及び四十一番から六十二番までに限る。）

第八区

杉並区

第七区に属しない区域

丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻南四丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三丁目、宮前一丁目、宮前二丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目

第九区

練馬区

貫井四丁目（二十八番、二十九番四号、二十九番八号から二十九番十二号まで、三十番九号、三十番十号、四十四番から四十六番まで、四十七番十八号から四十七番四十八号まで及び四十七番五十号から四十七番五十二号までに限る。）、高松六丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目（二十番六号から二十番十号まで、三十八番から四十六番まで、四十七番五号から四十七番七号まで、五十五番六号

第九区

練馬区

豊玉上二丁目、豊玉中一丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉中四丁目、豊玉南一丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、中村南一丁目、中村南二丁目、中村南三丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、中村北三丁目、中村北四丁目、練馬一丁目、練馬二丁目、練馬三丁目、練馬四丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山三丁目、向山四丁目、貫井一丁目、貫井二丁目、貫井三丁目、

から五十五番十七号まで及び五十六番から六十三番までに限る。)、
富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田
中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁
目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四
丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原
台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神
井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石
神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、
石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目
、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁
目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁
目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東
大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目
、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大
泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁
目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大
泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉
学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五
丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大
泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町
北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁
目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神
井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東
二丁目

貫井四丁目、貫井五丁目、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁
目、春日町四丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、高松一丁目、高松
二丁目、高松三丁目、高松四丁目、高松五丁目、高松六丁目、田柄三
丁目（十四番から三十番までを除く。）、田柄五丁目（二十一番から
二十八番までを除く。）、光が丘二丁目、光が丘三丁目、光が丘四丁
目、光が丘五丁目、光が丘六丁目、光が丘七丁目、旭町一丁目、旭町
二丁目、旭町三丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、
土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、
富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田
中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁
目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原一丁目、谷原二丁目、谷原三
丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台
二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町
三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井
町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神
井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石
神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、
下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目
、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大
泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、
西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉
六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目
、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉
町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町
一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、
大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園

第十区

文京区

豊島区

町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目

第十区

新宿区

第一区に属しない区域

中野区

第七区に属しない区域

豊島区

本庁管内

東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目、南池袋三丁目、南池袋四丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、池袋一丁目、池袋二丁目、池袋三丁目、池袋四丁目、池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、雑司が谷一丁目、雑司が谷二丁目、雑司が谷三丁目、高田一丁目、高田二丁目、高田三丁目、目白一丁目、目白二丁目、目白三丁目、目白四丁目

豊島区東部区民事務所管内（南大塚三丁目及び東池袋五丁目に属する区域に限る。）

豊島区西部区民事務所管内

練馬区

第九区に属しない区域

第十一区

第十一区

板橋区

本庁管内

板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目（一番から二十六番まで及び二十八番に限る。）、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

第十二区

北区

板橋区

板橋区

本庁管内

板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、相生町、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、新河岸三丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

第十二区

豊島区

第十区に属しない区域

第十一区に属しない区域

北 区

板 橋 区

第十一区に属しない区域

足 立 区

入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、入谷町、扇二丁目、小台一丁目、小台二丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁目、江北二丁目、江北三丁目、江北四丁目、江北五丁目、江北六丁目、江北七丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人六丁目、舎人公園、舎人町、堀之内一丁目、堀之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目

第十二区に属しない区域

足 立 区

第十三区

足 立 区

青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根三丁目、島根四丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目

、神明南二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、日ノ出町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目

第十四区

第十四区

墨田区

江戸川区

本庁管内

中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、興宮町、上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色一丁目、本一色二丁目、本一色三丁目

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区小岩事務所管内

第十六区

江戸川区

第十四区に属しない区域

台東区

第二区に属しない区域

墨田区

荒川区

第十六区

江戸川区

本庁管内

中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、松江一丁目、松江二丁目、松江三丁目、松江四丁目、松江五丁目、松江六丁目、松江七丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、大杉一丁目、大杉二丁目、大杉三丁目、大杉四丁目、大杉五丁目、西一之江一丁目、西一之江二丁目、西一之江三丁目、西一之江四丁目、春江町四丁目、一之江一丁目、一之江二丁目、一之江三丁目、一之江四丁目、一之江五丁目、一之江六丁目、一之江七丁目、一之江八丁目、西瑞江四丁目、江戸川四丁目、松本一丁目、松本二丁目

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区葛西事務所管内

江戸川区東部事務所管内

江戸川区鹿骨事務所管内

第十七区

葛飾区

第十八区

武蔵野市

小金井市

西東京市

第十九区

小平市

国分寺市

国立市

第二十一区

八王子市

下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山（五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千四百四十八番地まで、千五百五十六番地、千二百十九番地及び千二百二十一番地を除く。）、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鑓水（三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七十一番地まで及び三百九十六番地を除く。）、鑓水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目

立川市

第十七区

葛飾区

江戸川区

第十六区に属しない区域

第十八区

武蔵野市

府中市

小金井市

第十九区

小平市

国分寺市

西東京市

第二十一区

八王子市（東中野及び大塚に属する区域に限る。）

立川市

日野市

国立市

多摩市

関戸、関戸一丁目、関戸二丁目、関戸三丁目、関戸四丁目、関戸五丁目（一番から八番まで及び十三番から三十一番までに限る。）、連光寺、連光寺一丁目、連光寺二丁目、連光寺三丁目、連光寺四丁目、連光寺五丁目、連光寺六丁目、東寺方一丁目、一ノ宮、一ノ宮一丁目、一ノ宮二丁目、一ノ宮三丁目、一ノ宮四丁目、聖ヶ丘一丁目（一番から二十四番まで、三十五番及び四十四番に限る。）、聖ヶ丘二丁目、聖ヶ丘三丁目、聖ヶ丘四丁目、聖ヶ丘五丁目

稲城市

日野市

第二十二区

三鷹市

調布市

狛江市

第二十三区

町田市

第二十四区

(略)

第二十六区

目黒区

大田区

第四区に属しない区域

第二十七区

中野区

杉並区

第八区に属しない区域

第二十八区

練馬区

坂浜、平尾、平尾一丁目、平尾二丁目、平尾三丁目、長峰一丁目、長峰二丁目、長峰三丁目、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目

第二十二区

三鷹市

調布市

狛江市

稲城市

第二十一区に属しない区域

第二十三区

町田市

多摩市

第二十一区に属しない区域

第二十四区

八王子市

第二十一区に属しない区域

(新設)

(新設)

(新設)

第九区に属しない区域

第二十九区

荒川区

足立区

第十三区に属しない区域

第三十区

府中市

多摩市

稲城市

神奈川県

第五区

横浜市

戸塚区

泉区

第七区

横浜市

港北区

(新設)

(新設)

神奈川県

第五区

横浜市

戸塚区

泉区

瀬谷区

第七区

横浜市

港北区

都筑区

あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目、牛久保西一丁目、牛久保西二丁目、牛久保西三丁目、牛久保西四丁目、牛久保東一丁目、牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、大熊町、大柵町、大柵西、折本町、加賀原一丁目、加賀原二丁目、勝田町、勝田南一丁目、勝田南二丁目、川向町、川和台、川和町、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、北山田四丁目、北山田五丁目、北山田六丁目、北山田七丁目、葛が谷、佐江戸町、

第八区

横浜市

緑区

青葉区

第九区

川崎市

多摩区

麻生区

第十区

第八区

横浜市

緑区

青葉区

都筑区

第七区に属しない区域

第九区

川崎市

多摩区

宮前区

宮前区役所向丘出張所管内（神木本町一丁目、神木本町二丁目、神木本町三丁目、神木本町四丁目及び神木本町五丁目に属する区域に限る。）

麻生区

第十区

川崎
市
川崎
区
幸
区

第十三区

横浜
市
瀬谷
区
大和
市
綾瀬
市

川崎
市

川崎
区

幸
区

中原
区

第十三区

大和
市

海老名
市

座間
市

新丸子町、新丸子東一丁目、新丸子東二丁目、新丸子東三丁目、丸
子通一丁目、丸子通二丁目、上丸子山王町一丁目、上丸子山王町二
丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町一丁目、小杉町二丁目
、小杉町三丁目、小杉御殿町一丁目、小杉御殿町二丁目、小杉陣屋
町一丁目、小杉陣屋町二丁目、等々力、木月一丁目、木月二丁目、
木月三丁目、木月四丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月
大町、木月住吉町、荻宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、
今井南町、今井西町、井田一丁目、井田二丁目、井田三丁目、井田
中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉
入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、栗
原、栗原中央一丁目、栗原中央二丁目、栗原中央三丁目、栗原中央四
丁目、栗原中央五丁目、栗原中央六丁目、小松原一丁目、小松原二丁
目、さがみ野一丁目、さがみ野二丁目、さがみ野三丁目、座間、座間
一丁目、座間二丁目、座間入谷、新田宿、相武台一丁目、相武台二丁
目、相武台三丁目、相武台四丁目、立野台一丁目、立野台二丁目、立
野台三丁目、西栗原一丁目、西栗原二丁目、東原一丁目、東原二丁目
、東原三丁目、東原四丁目、東原五丁目、ひばりが丘一丁目、ひばり
が丘二丁目、ひばりが丘三丁目、ひばりが丘四丁目、ひばりが丘五丁

第十四区

相模原市

緑区

中央区

愛甲郡

綾瀬市

第十四区

相模原市

緑区

目、広野台一丁目、広野台二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、緑ヶ丘五丁目、緑ヶ丘六丁目、南栗原一丁目、南栗原二丁目、南栗原三丁目、南栗原四丁目、南栗原五丁目、南栗原六丁目、明王、四ツ谷

相原、相原一丁目、相原二丁目、相原三丁目、相原四丁目、相原五丁目、相原六丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本一丁目、西橋本二丁目、西橋本三丁目、西橋本四丁目、西橋本五丁目、二本松一丁目、二本松二丁目、二本松三丁目、二本松四丁目、橋本一丁目、橋本二丁目、橋本三丁目、橋本四丁目、橋本五丁目、橋本六丁目、橋本七丁目、橋本八丁目、橋本台一丁目、橋本台二丁目、橋本台三丁目、橋本台四丁目、東橋本一丁目、東橋本二丁目、東橋本三丁目、東橋本四丁目、元橋本町

中央区

南区

旭町、鶉野森一丁目、鶉野森二丁目、鶉野森三丁目、大野台一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、大野台四丁目、大野台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、大野台八丁目、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間四丁目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上鶴間七丁目、上鶴間八丁目、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三丁目、上鶴間本町四丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町七丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九丁目、古淵一丁目、古淵二丁目、古淵三丁目、古淵四丁目

第十五区

平塚市

茅ヶ崎市

中郡

大磯町

第十六区

厚木市

伊勢原市

海老名市

第十五区

平塚市

茅ヶ崎市

中郡

第十六区

相模原市

緑区

南区

第十四区に属しない区域

厚木市

伊勢原市

古淵五丁目、古淵六丁目、栄町、相模大野一丁目、相模大野二丁目、相模大野三丁目、相模大野四丁目、相模大野五丁目、相模大野六丁目、相模大野七丁目、相模大野八丁目、相模大野九丁目、相南一丁目（一番から十八番までに限る。）、相南二丁目（一番から十二番まで、十七番及び二十五番から二十八番までに限る。）、相南三丁目（一番から二十六番まで及び三十四番から四十七番までに限る。）、西大沼一丁目、西大沼二丁目、西大沼三丁目、西大沼四丁目、西大沼五丁目、東大沼一丁目、東大沼二丁目、東大沼三丁目、東大沼四丁目、東林間一丁目、東林間二丁目、東林間三丁目、東林間四丁目、東林間五丁目、東林間六丁目、東林間七丁目、東林間八丁目、文京一丁目、文京二丁目、御園一丁目、御園二丁目、御園三丁目、豊町、若松一丁目、若松二丁目、若松三丁目、若松四丁目、若松五丁目、若松六丁目

第十七区

小田原市

秦野市

南足柄市

中郡

二宮町

足柄上郡

足柄下郡

第十八区

川崎市

中原区

高津区

第十九区

横浜市

都筑区

川崎市

宮前区

第二十区

相模原市

南区

座間市

第十三区に属しない区域

愛甲郡

第十七区

小田原市

秦野市

南足柄市

足柄上郡

足柄下郡

第十八区

川崎市

中原区

第十区に属しない区域

高津区

宮前区

第九区に属しない区域

(新設)

(新設)

座間市

新潟県

第一区

新潟市

東区

中央区

江南区

佐渡市

新潟県

第一区

新潟市

北区

本庁管内（細山に属する区域に限る。）

北区役所北出張所管内（すみれ野四丁目に属する区域を除く。）

東区

本庁管内

東区役所石山出張所管内（亀田中島四丁目に属する区域を除く。）

中央区

本庁管内

中央区役所東出張所管内

中央区役所南出張所管内（鶉ノ子及び亀田早通に属する区域を除く。）

江南区

本庁管内

天野、天野一丁目、天野二丁目、天野三丁目、栗山、姥ヶ山、江

口、大淵、祖父興野、嘉木、嘉瀬、上和田、北山、久蔵興野、蔵

岡、酒屋町、笹山、三百地、鐘木、清五郎、曾川、楚川、曾野木

一丁目、曾野木二丁目、太右エ門新田、俵柳、直り山、長潟、中

野山、鍋潟新田、西野、西山、花ノ牧、平賀、細山、舞潟、松山

、丸潟新田、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、山二ツ、両川一

丁目、両川二丁目、和田、割野

南区

本庁管内（天野に属する区域に限る。）

第二区

新潟市

南区

西区

西蒲区

三条市

加茂市

燕市

西蒲原郡

南蒲原郡

西区

本庁管内

西区役所西出張所管内（四ツ郷屋及び與兵衛野新田に属する区域を除く。）

西区役所黒埼出張所管内

第二区

新潟市

南区

南区役所味方出張所管内

南区役所月潟出張所管内

西区

第一区に属しない区域

西蒲区

長岡市

本庁管内（西津町に属する区域のうち、平成十七年三月三十一日において三島郡越路町の区域であった区域に限る。）

長岡市越路支所管内

長岡市三島支所管内

長岡市小国支所管内

長岡市和島支所管内

長岡市寺泊支所管内

長岡市与板支所管内

柏崎市

燕市

佐渡市

西蒲原郡

第三区

新潟市

北区

秋葉区

新発田市

村上市

五泉市

阿賀野市

胎内市

北蒲原郡

東蒲原郡

岩船郡

第四区

長岡市

柏崎市

小千谷市

見附市

三島郡

刈羽郡

第三区

三島郡
刈羽郡

新潟市

北区

本庁管内（細山、小杉、十二前及び横越に属する区域を除く。）
北区役所北出張所管内（すみれ野四丁目に属する区域に限る。）

新発田市

村上市

五泉市

阿賀野市

胎内市

北蒲原郡

東蒲原郡

岩船郡

第四区

新潟市

北区

第一区及び第三区に属しない区域

東区

第一区に属しない区域

中央区

第一区に属しない区域

江南区

第一区に属しない区域

秋葉区

第五区

十日町市

糸魚川市

妙高市

上越市

魚沼市

南魚沼市

南魚沼郡

中魚沼郡

(削る)

富山県

南区

第一区及び第二区に属しない区域

長岡市

長岡市中之島支所管内（押切川原町に属する区域のうち、平成十七年三月三十一日において長岡市の区域であつた区域を除く。）
長岡市栃尾支所管内

三条市

加茂市

見附市

南蒲原郡

第五区

長岡市

第二区及び第四区に属しない区域

小千谷市

魚沼市

南魚沼市

南魚沼郡

第六区

十日町市

糸魚川市

妙高市

上越市

中魚沼郡

富山県

第一区

富山市

相生町、綾田町一丁目、綾田町二丁目、綾田町三丁目、青柳、青柳新、赤江町、赤田、秋ヶ島、秋吉、秋吉新町、悪王寺、曙町、朝日、旭町、安住町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、荒川、荒川一丁目、荒川二丁目、荒川三丁目、荒川四丁目、荒川五丁目、荒川新町、荒町、新屋、有沢、有沢新町、栗島町一丁目、栗島町二丁目、栗島町三丁目、安養寺、安養坊、飯野、池多、石金一丁目、石金二丁目、石金三丁目、石倉町、石坂、石坂新、石坂東町、石田、石屋、泉町一丁目、泉町二丁目、磯部町一丁目、磯部町二丁目、磯部町三丁目、磯部町四丁目、一番町、一本木、稻荷園町、稻荷町一丁目、稻荷町二丁目、稻荷町三丁目、稻荷町四丁目、稻荷元町一丁目、稻荷元町二丁目、稻荷元町三丁目、犬島一丁目、犬島二丁目、犬島三丁目、犬島四丁目、犬島五丁目、犬島六丁目、犬島七丁目、犬島新町一丁目、犬島新町二丁目、今泉、今泉西部町、今泉北部町、今市、今木町、岩瀬赤田町、岩瀬天池町、岩瀬池田町、岩瀬入船町、岩瀬梅本町、岩瀬御蔵町、岩瀬表町、岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬高島町、岩瀬天神町、岩瀬萩浦町、岩瀬白山町、岩瀬文化町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港町、牛島新町、牛島町、牛島本町一丁目、牛島本町二丁目、打出、打出新、内幸町、梅沢町一丁目、梅沢町二丁目、梅沢町三丁目、上野、上野寿町、上野新、上野新町、永楽町、越前町、江本、荏原新町、蛭町、追分茶屋、大井、大泉、大泉北町、大泉中町、大泉東町一丁目、大泉東町二丁目、大泉本町一丁目、大泉本町二丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大江干、大江干新町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、大島四丁目、太田、太田口通り一丁目、太田口通り二丁目、太田口通り三丁目、於保多町、太田南町、大塚、大塚北、大塚

第一区

富山市

相生町、綾田町一丁目、綾田町二丁目、綾田町三丁目、青柳、青柳新、赤江町、赤田、秋ヶ島、秋吉、秋吉新町、悪王寺、曙町、朝日、旭町、安住町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、荒川、荒川一丁目、荒川二丁目、荒川三丁目、荒川四丁目、荒川五丁目、荒川新町、荒町、新屋、有沢、有沢新町、栗島町一丁目、栗島町二丁目、栗島町三丁目、安養寺、安養坊、飯野、池多、石金一丁目、石金二丁目、石金三丁目、石倉町、石坂、石坂新、石坂東町、石田、石屋、泉町一丁目、泉町二丁目、磯部町一丁目、磯部町二丁目、磯部町三丁目、磯部町四丁目、一番町、一本木、稻荷園町、稻荷町一丁目、稻荷町二丁目、稻荷町三丁目、稻荷町四丁目、稻荷元町一丁目、稻荷元町二丁目、稻荷元町三丁目、犬島一丁目、犬島二丁目、犬島三丁目、犬島四丁目、犬島五丁目、犬島六丁目、犬島七丁目、犬島新町一丁目、犬島新町二丁目、今泉、今泉西部町、今泉北部町、今市、今木町、岩瀬赤田町、岩瀬天池町、岩瀬池田町、岩瀬入船町、岩瀬梅本町、岩瀬御蔵町、岩瀬表町、岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬高島町、岩瀬天神町、岩瀬萩浦町、岩瀬白山町、岩瀬文化町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港町、牛島新町、牛島町、牛島本町一丁目、牛島本町二丁目、打出、打出新、内幸町、梅沢町一丁目、梅沢町二丁目、梅沢町三丁目、上野、上野寿町、上野新、上野新町、永楽町、越前町、江本、荏原新町、蛭町、追分茶屋、大井、大泉、大泉北町、大泉中町、大泉東町一丁目、大泉東町二丁目、大泉本町一丁目、大泉本町二丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大江干、大江干新町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、大島四丁目、太田、太田口通り一丁目、太田口通り二丁目、太田口通り三丁目、於保多町、太田南町、大塚、大塚北、大塚

西、大塚東、大塚南、大手町、大場、大町、大宮町、奥井町、奥田寿町、奥田新町、奥田双葉町、奥田本町、奥田町、押上、音羽町一丁目、音羽町二丁目、雄山町、海岸通、開発、掛尾栄町、掛尾町、鹿島町一丁目、鹿島町二丁目、金代、金屋、金山新、金山新北、金山新桜ヶ丘、金山新中、金山新西、金山新東、金山新南、上赤江、上赤江町一丁目、上赤江町二丁目、上飯野、上飯野新町一丁目、上飯野新町二丁目、上飯野新町三丁目、上飯野新町四丁目、上飯野新町五丁目、上今町、上熊野、上栄、上庄町、上新保、上千俵町、上布目、上袋、上富居、上富居一丁目、上富居二丁目、上富居三丁目、上富居新町、上堀南町、上本町、上八日町、願海寺、北押川、北新町一丁目、北新町二丁目、北代、北代新、北代中部、北代東部、北代北部、北二ツ屋、木場町、経田、経堂、経堂一丁目、経堂二丁目、経堂三丁目、経堂四丁目、経堂新町、経力、金泉寺、銀嶺町、久郷、草島、楠木、窪新町、窪本町、公文名、栗山、呉羽野田、呉羽町、呉羽町北、呉羽町西、黒崎、黒瀬、黒瀬北町一丁目、黒瀬北町二丁目、小泉町、興人町、高来、古志町一丁目、古志町二丁目、古志町三丁目、古志町四丁目、古志町五丁目、古志町六丁目、小島町、小杉、五艘、小中、小西、五番町、五福、五本榎、駒見、才覚寺、境野新、栄新町、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、坂下新、桜木町、桜谷みどり町一丁目、桜谷みどり町二丁目、桜橋通り、桜町一丁目、桜町二丁目、山王町、三熊、三番町、七軒町、芝園町一丁目、芝園町二丁目、芝園町三丁目、島田、清水中町、清水町一丁目、清水町二丁目、清水町三丁目、清水町四丁目、清水町五丁目、清水町六丁目、清水町七丁目、清水町八丁目、清水町九丁目、清水元町、下赤江、下赤江町一丁目、下赤江町二丁目、下飯野、下奥井一丁目、下奥井二丁目、下熊野、下新北町、下新西町、下新日曹町、下新本町、下新町、下野、下野新、下富居、下富居

西、大塚東、大塚南、大手町、大場、大町、大宮町、奥井町、奥田寿町、奥田新町、奥田双葉町、奥田本町、奥田町、押上、音羽町一丁目、音羽町二丁目、雄山町、海岸通、開発、掛尾栄町、掛尾町、鹿島町一丁目、鹿島町二丁目、金代、金屋、金山新、金山新北、金山新桜ヶ丘、金山新中、金山新西、金山新東、金山新南、上赤江、上赤江町一丁目、上赤江町二丁目、上飯野、上飯野新町一丁目、上飯野新町二丁目、上飯野新町三丁目、上飯野新町四丁目、上飯野新町五丁目、上今町、上熊野、上栄、上庄町、上新保、上千俵町、上布目、上袋、上富居、上富居一丁目、上富居二丁目、上富居三丁目、上富居新町、上堀南町、上本町、上八日町、願海寺、北押川、北新町一丁目、北新町二丁目、北代、北代新、北代中部、北代東部、北代北部、北二ツ屋、木場町、経田、経堂、経堂一丁目、経堂二丁目、経堂三丁目、経堂四丁目、経堂新町、経力、金泉寺、銀嶺町、久郷、草島、楠木、窪新町、窪本町、公文名、栗山、呉羽野田、呉羽町、呉羽町北、呉羽町西、黒崎、黒瀬、黒瀬北町一丁目、黒瀬北町二丁目、小泉町、興人町、高来、古志町一丁目、古志町二丁目、古志町三丁目、古志町四丁目、古志町五丁目、古志町六丁目、小島町、小杉、五艘、小中、小西、五番町、五福、五本榎、駒見、才覚寺、境野新、栄新町、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、坂下新、桜木町、桜谷みどり町一丁目、桜谷みどり町二丁目、桜橋通り、桜町一丁目、桜町二丁目、山王町、三熊、三番町、七軒町、芝園町一丁目、芝園町二丁目、芝園町三丁目、島田、清水中町、清水町一丁目、清水町二丁目、清水町三丁目、清水町四丁目、清水町五丁目、清水町六丁目、清水町七丁目、清水町八丁目、清水町九丁目、清水元町、下赤江、下赤江町一丁目、下赤江町二丁目、下飯野、下奥井一丁目、下奥井二丁目、下熊野、下新北町、下新西町、下新日曹町、下新本町、下新町、下野、下野新、下富居、下富居

一丁目、下富居二丁目、下堀、城川原一丁目、城川原二丁目、城川原三丁目、庄高田、城北町、城村、城村新町、白銀町、新金代一丁目、新金代二丁目、新川原町、新桜町、新庄北町、新庄銀座一丁目、新庄銀座二丁目、新庄銀座三丁目、新庄本町一丁目、新庄本町二丁目、新庄本町三丁目、新庄町、新庄町一丁目、新庄町二丁目、新庄町三丁目、神通町一丁目、神通町二丁目、神通町三丁目、神通本町二丁目、神通本町一丁目、神通本町一丁目、神通本町二丁目、新富町一丁目、新富町二丁目、新富町三丁目、新富町四丁目、新根塚町一丁目、新根塚町二丁目、新根塚町三丁目、新富居、新保、新名、杉瀬、杉谷、砂町、住友町、住吉、住吉町一丁目、住吉町二丁目、諏訪川原一丁目、諏訪川原二丁目、諏訪川原三丁目、清風町、関、千石町一丁目、千石町二丁目、千石町三丁目、千石町四丁目、千石町五丁目、千石町六丁目、千成町、千俵町、総曲輪一丁目、総曲輪二丁目、総曲輪三丁目、総曲輪四丁目、惣在寺、双代町、高木、高木西、高木東、高木南、高島、高園町、高田、高島町一丁目、高島町二丁目、高屋敷、宝町一丁目、宝町二丁目、田刈屋、館出町一丁目、館出町二丁目、辰尾、辰巳町一丁目、辰巳町二丁目、田中町一丁目、田中町二丁目、田中町三丁目、田中町四丁目、田中町五丁目、田尻、田尻西、田尻東、田尻南、田畑、珠泉西町、珠泉東町、手屋、手屋一丁目、手屋二丁目、手屋三丁目、太郎丸、太郎丸西町一丁目、太郎丸西町二丁目、太郎丸本町一丁目、太郎丸本町二丁目、太郎丸本町三丁目、太郎丸本町四丁目、千歳町一丁目、千歳町二丁目、千歳町三丁目、千原崎、千原崎一丁目、千原崎二丁目、茶屋町、中央通り一丁目、中央通り二丁目、中央通り三丁目、中間島、中間島一丁目、中間島二丁目、千代田町、塚原、月岡新、月岡西緑町、月岡東緑町一丁目、月岡東緑町二丁目、月岡東緑町三丁目、月岡東緑町四丁目、月岡町一丁目、月岡町二丁目、月岡町三丁目、月岡町四丁目、月岡町

一丁目、下富居二丁目、下堀、城川原一丁目、城川原二丁目、城川原三丁目、庄高田、城北町、城村、城村新町、白銀町、新金代一丁目、新金代二丁目、新川原町、新桜町、新庄北町、新庄銀座一丁目、新庄銀座二丁目、新庄銀座三丁目、新庄本町一丁目、新庄本町二丁目、新庄本町三丁目、新庄町、新庄町一丁目、新庄町二丁目、新庄町三丁目、神通町一丁目、神通町二丁目、神通町三丁目、神通本町二丁目、神通本町一丁目、神通本町一丁目、神通本町二丁目、新富町一丁目、新富町二丁目、新富町三丁目、新富町四丁目、新根塚町一丁目、新根塚町二丁目、新根塚町三丁目、新富居、新保、新名、杉瀬、杉谷、砂町、住友町、住吉、住吉町一丁目、住吉町二丁目、諏訪川原一丁目、諏訪川原二丁目、諏訪川原三丁目、清風町、関、千石町一丁目、千石町二丁目、千石町三丁目、千石町四丁目、千石町五丁目、千石町六丁目、千成町、千俵町、総曲輪一丁目、総曲輪二丁目、総曲輪三丁目、総曲輪四丁目、惣在寺、双代町、高木、高木西、高木東、高木南、高島、高園町、高田、高島町一丁目、高島町二丁目、高屋敷、宝町一丁目、宝町二丁目、田刈屋、館出町一丁目、館出町二丁目、辰尾、辰巳町一丁目、辰巳町二丁目、田中町一丁目、田中町二丁目、田中町三丁目、田中町四丁目、田中町五丁目、田尻、田尻西、田尻東、田尻南、田畑、珠泉西町、珠泉東町、手屋、手屋一丁目、手屋二丁目、手屋三丁目、太郎丸、太郎丸西町一丁目、太郎丸西町二丁目、太郎丸本町一丁目、太郎丸本町二丁目、太郎丸本町三丁目、太郎丸本町四丁目、千歳町一丁目、千歳町二丁目、千歳町三丁目、千原崎、千原崎一丁目、千原崎二丁目、茶屋町、中央通り一丁目、中央通り二丁目、中央通り三丁目、中間島、中間島一丁目、中間島二丁目、千代田町、塚原、月岡新、月岡西緑町、月岡東緑町一丁目、月岡東緑町二丁目、月岡東緑町三丁目、月岡東緑町四丁目、月岡町一丁目、月岡町二丁目、月岡町三丁目、月岡町四丁目、月岡町

五丁目、月岡町六丁目、月岡町七丁目、月見町一丁目、月見町二丁目、月見町三丁目、月見町四丁目、月見町五丁目、月見町六丁目、月見町七丁目、堤町通り一丁目、堤町通り二丁目、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、鶴ヶ丘町、寺島、寺町、寺町けや木台、天正寺、土居原町、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、道正、任海、常盤台、常盤町、栃谷、利波、富岡町、友杉、豊丘町、豊川町、豊島町、豊城新町、豊城町、豊田、豊田本町一丁目、豊田本町二丁目、豊田本町三丁目、豊田本町四丁目、豊田町一丁目、豊田町二丁目、豊若町一丁目、豊若町二丁目、豊若町三丁目、永久町、中市、中市一丁目、中市二丁目、長江、長江一丁目、長江二丁目、長江三丁目、長江四丁目、長江五丁目、長江新町一丁目、長江新町二丁目、長江新町三丁目、長江本町、長柄町一丁目、長柄町二丁目、長柄町三丁目、中老田、長岡、長岡新、中沖、中川原、中川原新町、中川原台一丁目、中川原台二丁目、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中島四丁目、中島五丁目、中田、中田一丁目、中田二丁目、中田三丁目、中布目、中野新、中野新町一丁目、中野新町二丁目、中富居、中富居新町、中屋、流杉、鍋田、南央町、西四十物町、西荒屋、西大泉、西押川、西金屋、西公文名、西公文名町、西山王町、西新庄、西町、西田地方町一丁目、西田地方町二丁目、西田地方町三丁目、西長江一丁目、西長江二丁目、西長江三丁目、西長江四丁目、西長江本町、西中野本町、西中野町一丁目、西中野町二丁目、西野新、西番、西宮町、西二俣、西宮、蜷川、布市、布市新町、布瀨本町、布瀨町、布瀨町一丁目、布瀨町二丁目、布瀨町南一丁目、布瀨町南二丁目、布瀨町南三丁目、布目、布目北、布目西、根塚町一丁目、根塚町二丁目、根塚町三丁目、根塚町四丁目、野口、野口南部、野口北部、野田、野中

五丁目、月岡町六丁目、月岡町七丁目、月見町一丁目、月見町二丁目、月見町三丁目、月見町四丁目、月見町五丁目、月見町六丁目、月見町七丁目、堤町通り一丁目、堤町通り二丁目、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、鶴ヶ丘町、寺島、寺町、寺町けや木台、天正寺、土居原町、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、道正、任海、常盤台、常盤町、栃谷、利波、富岡町、友杉、豊丘町、豊川町、豊島町、豊城新町、豊城町、豊田、豊田本町一丁目、豊田本町二丁目、豊田本町三丁目、豊田本町四丁目、豊田町一丁目、豊田町二丁目、豊若町一丁目、豊若町二丁目、豊若町三丁目、永久町、中市、中市一丁目、中市二丁目、長江、長江一丁目、長江二丁目、長江三丁目、長江四丁目、長江五丁目、長江新町一丁目、長江新町二丁目、長江新町三丁目、長江本町、長柄町一丁目、長柄町二丁目、長柄町三丁目、中老田、長岡、長岡新、中沖、中川原、中川原新町、中川原台一丁目、中川原台二丁目、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中島四丁目、中島五丁目、中田、中田一丁目、中田二丁目、中田三丁目、中布目、中野新、中野新町一丁目、中野新町二丁目、中富居、中富居新町、中屋、流杉、鍋田、南央町、西四十物町、西荒屋、西大泉、西押川、西金屋、西公文名、西公文名町、西山王町、西新庄、西町、西田地方町一丁目、西田地方町二丁目、西田地方町三丁目、西長江一丁目、西長江二丁目、西長江三丁目、西長江四丁目、西長江本町、西中野本町、西中野町一丁目、西中野町二丁目、西野新、西番、西宮町、西二俣、西宮、蜷川、布市、布市新町、布瀨本町、布瀨町、布瀨町一丁目、布瀨町二丁目、布瀨町南一丁目、布瀨町南二丁目、布瀨町南三丁目、布目、布目北、布目西、根塚町一丁目、根塚町二丁目、根塚町三丁目、根塚町四丁目、野口、野口南部、野口北部、野田、野中

、野中新、野々上、野町、萩原、蓮町一丁目、蓮町二丁目、蓮町三丁目、蓮町四丁目、蓮町五丁目、蓮町六丁目、旅籠町、畑中、八川、八人町、八ヶ山、八町、八町北、八町中、八町西、八町東、八町南、花園町一丁目、花園町二丁目、花園町三丁目、花園町四丁目、花木、羽根、浜黒崎、林崎、針日、針原中、針原中町、晴海台、東石金町、東岩瀬町、東岩瀬村、東老田、東田地方町一丁目、東田地方町二丁目、東富山寿町一丁目、東富山寿町二丁目、東富山寿町三丁目、東中野町一丁目、東中野町二丁目、東中野町三丁目、東流杉、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、日方江、久方町、日之出町、日俣、百塚、鶴島、ひよどり南台、平榎、平岡、開、開ヶ丘、平吹町、福居、富居栄町、不二越本町一丁目、不二越本町二丁目、不二越町、藤木、藤木新、藤木新町、藤の木園町、藤の木台一丁目、藤の木台二丁目、藤の木台三丁目、二口町一丁目、二口町二丁目、二口町三丁目、二口町四丁目、二口町五丁目、二俣、二俣新町、舟橋今町、舟橋北町、舟橋南町、古鍛冶町、古川、古沢、古寺、文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、別名、星井町一丁目、星井町二丁目、星井町三丁目、堀、堀川小泉町、堀川小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目、堀川本郷、堀川町、堀端町、本郷、本郷島、本郷新、本郷西部、本郷中部、本郷東部、本郷北部、本郷町、本町、本丸、牧田、町新、町袋、町村、町村一丁目、町村二丁目、松浦町、松木、松木新、松若町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、三上、水落、水落一丁目、水橋池田館、水橋池田町、水橋石政、水橋石割、水橋伊勢屋、水橋伊勢領、水橋市江、水橋市田袋、水橋入江、水橋魚躬、水橋大町、水橋沖、水橋肘崎、水橋開発、水橋開発町、水橋鏡田、水橋堅田、水橋金尾、水橋金尾新、水橋金広、水橋上桜木、水橋上砂子坂、水橋川原町、水橋北馬場、水橋狐塚、水橋小池、水橋恋塚、水橋小出、水橋五郎丸、水橋桜

、野中新、野々上、野町、萩原、蓮町一丁目、蓮町二丁目、蓮町三丁目、蓮町四丁目、蓮町五丁目、蓮町六丁目、旅籠町、畑中、八川、八人町、八ヶ山、八町、八町北、八町中、八町西、八町東、八町南、花園町一丁目、花園町二丁目、花園町三丁目、花園町四丁目、花木、羽根、浜黒崎、林崎、針日、針原中、針原中町、晴海台、東石金町、東岩瀬町、東岩瀬村、東老田、東田地方町一丁目、東田地方町二丁目、東富山寿町一丁目、東富山寿町二丁目、東富山寿町三丁目、東中野町一丁目、東中野町二丁目、東中野町三丁目、東流杉、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、日方江、久方町、日之出町、日俣、百塚、鶴島、ひよどり南台、平榎、平岡、開、開ヶ丘、平吹町、福居、富居栄町、不二越本町一丁目、不二越本町二丁目、不二越町、藤木、藤木新、藤木新町、藤の木園町、藤の木台一丁目、藤の木台二丁目、藤の木台三丁目、二口町一丁目、二口町二丁目、二口町三丁目、二口町四丁目、二口町五丁目、二俣、二俣新町、舟橋今町、舟橋北町、舟橋南町、古鍛冶町、古川、古沢、古寺、文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、別名、星井町一丁目、星井町二丁目、星井町三丁目、堀、堀川小泉町、堀川小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目、堀川本郷、堀川町、堀端町、本郷、本郷島、本郷新、本郷西部、本郷中部、本郷東部、本郷北部、本郷町、本町、本丸、牧田、町新、町袋、町村、町村一丁目、町村二丁目、松浦町、松木、松木新、松若町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、三上、水落、水橋池田館、水橋池田町、水橋石政、水橋石割、水橋伊勢屋、水橋伊勢領、水橋市江、水橋市田袋、水橋入江、水橋魚躬、水橋大町、水橋沖、水橋肘崎、水橋開発、水橋開発町、水橋鏡田、水橋堅田、水橋金尾、水橋金尾新、水橋金広、水橋上桜木、水橋上砂子坂、水橋川原町、水橋北馬場、水橋狐塚、水橋小池、水橋恋塚、水橋小出、水橋五郎丸、水橋桜

木、水橋佐野竹、水橋山王町、水橋下段、水橋柴草、水橋清水堂、水橋下砂子坂、水橋下砂子坂新、水橋常願寺、水橋小路、水橋上条新町、水橋新保、水橋新堀、水橋専光寺、水橋大正、水橋高月、水橋高寺、水橋高堂、水橋館町、水橋田伏、水橋辻ヶ堂、水橋中馬場、水橋中町、水橋中村、水橋中村町、水橋入部町、水橋島等、水橋番頭名、水橋平榎、水橋平塚、水橋二杉、水橋二ツ屋、水橋曲淵、水橋町、水橋町袋、水橋の場、水橋柳寺、緑町一丁目、緑町二丁目、湊入船町、南金屋、南栗山、南新町、南田町一丁目、南田町二丁目、南中田、宮尾、宮条、宮園町、宮成、宮成新、宮保、宮町、向新庄、向新庄町一丁目、向新庄町二丁目、向新庄町三丁目、向新庄町四丁目、向新庄町五丁目、向新庄町六丁目、向新庄町七丁目、向新庄町八丁目、向川原町、室町通り一丁目、室町通り二丁目、明輪町、元町一丁目、元町二丁目、桃井町一丁目、桃井町二丁目、森、森一丁目、森二丁目、森三丁目、森四丁目、森五丁目、森住町、森田、森若町、安田町、安野屋町一丁目、安野屋町二丁目、安野屋町三丁目、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目、柳町四丁目、八幡、山岸、山室、山室荒屋、山室荒屋新町、山本、山本新、弥生町一丁目、弥生町二丁目、八日町、四方、四方荒屋、四方一番町、四方恵比須町、四方北窪、四方新、四方新出町、四方神明町、四方田町、四方西岩瀬、四方二番町、四方野割町、四方港町、横内、横越、吉岡、吉倉、吉作、四ツ葉町、米田、米田すずかけ台一丁目、米田すずかけ台二丁目、米田すずかけ台三丁目、米田町一丁目、米田町二丁目、米田町三丁目、若竹町一丁目、若竹町二丁目、若竹町三丁目、若竹町四丁目、若竹町五丁目、若竹町六丁目

岐阜県

第一区

岐阜市

木、水橋佐野竹、水橋山王町、水橋下段、水橋柴草、水橋清水堂、水橋下砂子坂、水橋下砂子坂新、水橋常願寺、水橋小路、水橋上条新町、水橋新保、水橋新堀、水橋専光寺、水橋大正、水橋高月、水橋高寺、水橋高堂、水橋館町、水橋田伏、水橋辻ヶ堂、水橋中馬場、水橋中町、水橋中村、水橋中村町、水橋入部町、水橋島等、水橋番頭名、水橋平榎、水橋平塚、水橋二杉、水橋二ツ屋、水橋曲淵、水橋町、水橋町袋、水橋の場、水橋柳寺、緑町一丁目、緑町二丁目、湊入船町、南金屋、南栗山、南新町、南田町一丁目、南田町二丁目、南中田、宮尾、宮条、宮園町、宮成、宮成新、宮保、宮町、向新庄、向新庄町一丁目、向新庄町二丁目、向新庄町三丁目、向新庄町四丁目、向新庄町五丁目、向新庄町六丁目、向新庄町七丁目、向新庄町八丁目、向川原町、室町通り一丁目、室町通り二丁目、明輪町、元町一丁目、元町二丁目、桃井町一丁目、桃井町二丁目、森、森一丁目、森二丁目、森三丁目、森四丁目、森五丁目、森住町、森田、森若町、安田町、安野屋町一丁目、安野屋町二丁目、安野屋町三丁目、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目、柳町四丁目、八幡、山岸、山室、山室荒屋、山室荒屋新町、山本、山本新、弥生町一丁目、弥生町二丁目、八日町、四方、四方荒屋、四方一番町、四方恵比須町、四方北窪、四方新、四方新出町、四方神明町、四方田町、四方西岩瀬、四方二番町、四方野割町、四方港町、横内、横越、吉岡、吉倉、吉作、四ツ葉町、米田、米田すずかけ台一丁目、米田すずかけ台二丁目、米田すずかけ台三丁目、米田町一丁目、米田町二丁目、米田町三丁目、若竹町一丁目、若竹町二丁目、若竹町三丁目、若竹町四丁目、若竹町五丁目、若竹町六丁目

岐阜県

第一区

岐阜市

第三区
関市
美濃市
羽島市
各務原市
山県市
瑞穂市
本巢市
羽島郡
本巢郡
静岡県
第一区
静岡市
葵区
駿河区

本庁管内
岐阜市役所西部事務所管内
岐阜市役所東部事務所管内
岐阜市役所北部事務所管内
岐阜市役所南部東事務所管内
岐阜市役所南部西事務所管内
岐阜市役所日光事務所管内
第三区
岐阜市
第一区に属しない区域
関市
美濃市
羽島市
各務原市
山県市
瑞穂市
本巢市
羽島郡
本巢郡
静岡県
第一区
静岡市
葵区
本庁管内（瀬名川三丁目（五番二十五号及び五番五十号から五番五十九号までに限る。）に属する区域を除く。）
葵区役所井川支所管内

第二区

島田市
焼津市
藤枝市
牧之原市
榛原郡

第三区

磐田市
掛川市
袋井市
御前崎市
菊川市
周智郡

駿河区

本庁管内（谷田に属する区域のうち、平成十五年三月三十一日において清水市の区域であった区域を除く。）

駿河区役所長田支所管内

清水区

本庁管内（楠（六百九十四番地一及び六百九十四番地三に限る。）に属する区域に限る。）

第二区

島田市
焼津市
藤枝市
御前崎市
御前崎支所管内
牧之原市
榛原郡

第三区

浜松市
天竜区

春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春野町小俣京丸

磐田市
掛川市
袋井市

第四区

静岡市

清水区

富士宮市

富士市

木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台一丁目、中野台二丁目

第五区

三島市

富士市

第四区に属しない区域

御殿場市

裾野市

田方郡

駿東郡

小山町

御前崎市

第二区に属しない区域

菊川市

周智郡

第四区

静岡市

葵区

第一区に属しない区域

駿河区

第一区に属しない区域

清水区

第一区に属しない区域

富士宮市

富士市

木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台一丁目、中野台二丁目

第五区

三島市

富士市

第四区に属しない区域

御殿場市

裾野市

伊豆の国市

本庁管内

田方郡

駿東郡

小山町

第六区

沼津市

熱海市

伊東市

下田市

伊豆市

伊豆の国市

賀茂郡

駿東郡

清水町

長泉町

第七区

浜松市

西区

北区

浜北区

天竜区

湖西市

第八区

浜松市

中区

第六区

沼津市

熱海市

伊東市

下田市

伊豆市

伊豆の国市

第五区に属しない区域

賀茂郡

駿東郡

清水町

長泉町

第七区

浜松市

中区(西丘町及び花川町に属する区域に限る。)

西区

南区(高塚町、増楽町、若林町及び東若林町に属する区域に限る。)

北区

浜北区

天竜区

第三区に属しない区域

湖西市

第八区

浜松市

中区

東区
南区

愛知県

第五区

名古屋市

中川区

中川区

清須市

第六区

瀬戸市

春日井市

第七区

大府市

尾張旭市

豊明市

日進市

第七区に属しない区域

東区

南区

第七区に属しない区域

愛知県

第五区

名古屋市

中川区

中川区

清須市

北名古屋市

西春日井郡

第六区

瀬戸市

瀬戸市役所水野支所管内

川平町、本郷町（十番から千四十八番までに限る。）、十軒町、鹿乗町、内田町一丁目、内田町二丁目、北みずの坂一丁目、北みずの坂二丁目、北みずの坂三丁目

第七区

瀬戸市

第六区に属しない区域

大府市

尾張旭市

長久手市
愛知郡

第九区

津島市
稲沢市
愛西市
弥富市
あま市
海部郡

第十区

一宮市
岩倉市

第十一区

豊田市
みよし市

豊明市

日進市

長久手市

愛知郡

第九区

一宮市

本庁管内

起、開明、上祖父江、北今、小信中島、三条、玉野、富田、西五城

、西中野、西中野番外、西萩原、蓮池、東五城、東加賀野井、明地

、祐久、籠屋一丁目、籠屋二丁目、籠屋三丁目、籠屋四丁目、籠屋

五丁目

津島市

稲沢市

愛西市

弥富市

あま市

海部郡

第十区

一宮市

第九区に属しない区域

江南市

岩倉市

丹羽郡

第十一区

豊田市

旭地域自治区

第十四区

豊川市

蒲郡市

新城市

額田郡

北設楽郡

第十六区

犬山市

江南市

小牧市

北名古屋

西春日井郡

丹羽郡

第十四区

豊川市

豊田市

第十一区に属しない区域

蒲郡市

新城市

額田郡

北設楽郡

(新設)

みよし市

足助地域自治区

小原地域自治区

上郷地域自治区

挙母地域自治区

猿投地域自治区

下山地域自治区

高岡地域自治区

高橋地域自治区

藤岡地域自治区

松平地域自治区

滋賀県
第二区

彦根市

長浜市

近江八幡市

東近江市

米原市

蒲生郡

愛知郡

犬上郡

第三区

草津市

守山市

栗東市

甲賀市

野洲市

湖南市

(削る)

大阪府
第八区

滋賀県
第二区

彦根市

長浜市

東近江市

東近江市愛東支所管内

東近江市湖東支所管内

米原市

愛知郡

犬上郡

第三区

草津市

守山市

栗東市

野洲市

第四区

近江八幡市

甲賀市

湖南市

東近江市

第二区に属しない区域

蒲生郡

大阪府
第八区

豊中市
池田市

第九区

茨木市
箕面市
豊能郡

兵庫県

第五区

豊岡市
川西市

平野（字カキヲジ原に限る。）、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東一丁目、清和台東二丁目、清和台東三丁目、清和台東四丁目、清和台東五丁目、清和台西一丁目、清和台西二丁目、清和台西三丁目、清和台西四丁目、清和台西五丁目、けやき坂一丁目、けやき坂二丁目、けやき坂三丁目、けやき坂四丁目、けやき坂五丁目、西畦野（字丸山及び字東通りを除く。）、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫

豊中市

第九区

池田市
茨木市
箕面市
豊能郡

兵庫県

第五区

豊岡市
川西市

平野（字カキヲジ原に限る。）、西畦野（字丸山及び字東通りを除く。）、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目

三田市
篠山市
養父市
丹波市

二丁目、一庫三丁目

三田市

丹波篠山市

養父市

丹波市

朝来市

川辺郡

美方郡

第六区

(略)

和歌山県

第一区

和歌山市

紀の川市

岩出市

第二区

海南市

橋本市

有田市

御坊市

田辺市

新宮市

海草郡

朝来市

川辺郡

美方郡

第六区

伊丹市

宝塚市

川西市

第五区に属しない区域

和歌山県

第一区

和歌山市

第二区

海南市

橋本市

有田市

紀の川市

岩出市

海草郡

伊都郡

伊都郡
有田郡
日高郡
西牟婁郡
東牟婁郡
(削る)

島根県
第一区

松江市
安来市
雲南市
仁多郡
飯石郡
隠岐郡

第二区

第三区

島根県

第一区

御坊市
田辺市
新宮市
有田郡
日高郡
西牟婁郡
東牟婁郡
松江市
出雲市
平田支所管内
安来市
雲南市
雲南市大東総合センター管内
雲南市加茂総合センター管内
雲南市木次総合センター管内
仁多郡
隠岐郡

第二区

浜田市
出雲市
益田市
大田市
江津市
邑智郡
鹿足郡

岡山県

第一区

岡山市
北区
備前市
赤磐市
和气郡
加賀郡

浜田市
出雲市

第一区に属しない区域

益田市
大田市
江津市
雲南市

第一区に属しない区域

飯石郡
邑智郡
鹿足郡

岡山県

第一区

岡山市
北区

本庁管内（祇園、後楽園、中原及び牟佐に属する区域を除く。）

北区役所御津支所管内

北区役所建部支所管内

南区

本庁管内

青江六丁目、あけぼの町、泉田、泉田一丁目、泉田二丁目、泉田三丁目、泉田四丁目、泉田五丁目、内尾、浦安西町、浦安本町、浦安南町、大福、海岸通一丁目、海岸通二丁目、古新田、市場一丁目、市場二丁目、下中野、新福一丁目、新福二丁目、新保、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、妹尾、妹尾崎、曾根、立川町、築港栄町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港ひかり町

第二区
岡山市
中区
東区
南区
玉野市
瀬戸内市

、築港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港元町、千鳥町、当新田、富浜町、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、中畦、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、西畦、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、東畦、平福一丁目、平福二丁目、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、藤田、芳泉一丁目、芳泉二丁目、芳泉三丁目、芳泉四丁目、松浜町、万倍、箕島、三浜町一丁目、三浜町二丁目、山田、米倉、若葉町

加賀郡
吉備中央町
本庁管内
広面、上加茂、下加茂、美原、加茂市場、高谷、平岡、上野、竹部、上田東、細田、三納谷、上田西、円城、案田、高富、神瀬、船津、小森

吉備中央町役場井原出張所管内

第二区
岡山市
北区
第一区に属しない区域
中区
東区
本庁管内
南区

倉敷市
第四区

久米郡
英田郡
勝田郡
苫田郡
真庭郡
小田郡
浅口郡
浅口市
美作市
真庭市
新見市
高梁市
総社市
井原市
笠岡市
津山市

第三区

倉敷市
第四区

久米郡
英田郡
勝田郡
苫田郡
真庭郡
和气郡
美作市

真庭市湯原振興局管内
真庭市美甘振興局管内
真庭市勝山振興局管内
真庭市落合振興局管内
真庭市蒜山振興局管内
本庁管内

真庭市
赤磐市
備前市
津山市

第二区に属しない区域

岡山
東区

第三区

瀬戸内市
玉野市

第一区に属しない区域

都
窪
郡

(削
る)

第
一
区

広
島
県

広
島
市

本
庁
管
内

倉敷市児島支所管内

倉敷市玉島支所管内

倉敷市水島支所管内

倉敷市庄支所管内

倉敷市茶屋町支所管内

都
窪
郡

第
五
区

倉
敷
市

第
四
区
に
属
し
な
い
区
域

笠
岡
市

井
原
市

総
社
市

高
梁
市

新
見
市

真
庭
市

第
三
区
に
属
し
な
い
区
域

浅
口
市

浅
口
郡

小
田
郡

加
賀
郡

吉備中央町
第
一
区
に
属
し
な
い
区
域

広
島
県

第
一
区

広
島
市

第四区

呉市
竹原市
東広島市
江田島市
安芸郡
熊野町
豊田郡

第五区

三原市
尾道市
府中市
三次市
庄原市
世羅郡
神石郡

第四区

広島市
安芸区
三原市
三原市大和支所管内
東広島市
本庁管内
東広島市八本松出張所管内
東広島市志和出張所管内
東広島市高屋出張所管内
東広島市黒瀬支所管内
東広島市福富支所管内
東広島市豊栄支所管内
東広島市河内支所管内
安芸郡

第五区

呉市
竹原市
三原市
三原市本郷支所管内
尾道市
尾道市役所瀬戸田支所管内
東広島市
第四区に属しない区域
江田島市
第二区に属しない区域

第六区
福山市

(削る)

山口県
第一区

宇部市
山口市
防府市

豊田郡

第六区

三原市

第四区及び第五区に属しない区域

尾道市

第五区に属しない区域

府中市

三次市

庄原市

世羅郡

神石郡

第七区

福山市

山口県

第一区

山口市

山口市山口総合支所管内

山口市小郡総合支所管内

山口市秋穂総合支所管内

山口市阿知須総合支所管内

山口市徳地総合支所管内

防府市

周南市

本庁管内

周南市新南陽総合支所管内

周南市鹿野総合支所管内

萩市	下関市	第三区	熊毛郡	玖珂郡	大島郡	周南市	柳井市	光市	岩国市	下松市	第二区
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----

山口市	宇部市	第三区	熊毛郡	玖珂郡	大島郡	周南市	柳井市	光市	岩国市	下松市	第二区	周南市櫛浜支所管内	周南市鼓南支所管内	周南市久米支所管内	周南市菊川支所管内	周南市夜市支所管内	周南市戸田支所管内	周南市湯野支所管内	周南市大津島支所管内	周南市向道支所管内	周南市長穂支所管内	周南市須々万支所管内	周南市中須支所管内	周南市須金支所管内
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------

第一区に属しない区域

長門市
美祢市
山陽小野田市
阿武郡

(削る)

香川県

第一区

高松市

本庁管内

仏生山総合センター管内

勝賀総合センター管内

山田支所管内

木太出張所管内

古高松出張所管内

屋島出張所管内

前田出張所管内

川添出張所管内

川岡出張所管内

円座出張所管内

檀紙出張所管内

女木出張所管内

男木出張所管内

小豆郡

第一区に属しない区域

萩市

美祢市

山陽小野田市

阿武郡

第四区

下関市

長門市

香川県

第一区

高松市

本庁管内

勝賀総合センター管内

山田支所管内

鶴尾出張所管内

太田出張所管内

木太出張所管内

古高松出張所管内

屋島出張所管内

前田出張所管内

川添出張所管内

林出張所管内

三谷出張所管内

仏生山出張所管内

一宮出張所管内

多肥出張所管内

香川郡

愛媛県

第一区

松山市

川岡出張所管内

円座出張所管内

檀紙出張所管内

女木出張所管内

男木出張所管内

小豆郡

香川郡

愛媛県

第一区

松山市

本庁管内

桑原支所管内

道後支所管内

味生支所管内

生石支所管内

垣生支所管内

三津浜支所管内

久枝支所管内

潮見支所管内

和気支所管内

堀江支所管内

余土支所管内

興居島支所管内

久米支所管内

湯山支所管内

伊台支所管内

第二区

今治市

新居浜市

西条市

四国中央市

越智郡

第三区

宇和島市

八幡浜市

大洲市

伊予市

西予市

東温市

上浮穴郡

伊予郡

喜多郡

西宇和郡

北宇和郡

南宇和郡

(削る)

五明支所管内

小野支所管内

浮穴支所管内 (北井門二丁目に属する区域に限る。)

石井支所管内

第二区

松山市

第一区に属しない区域

今治市

東温市

越智郡

伊予郡

第三区

新居浜市

西条市

四国中央市

第四区

宇和島市

第一区

福岡県

福岡市

東区

大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎一丁目、西戸崎二丁目、西戸崎三丁目、西戸崎四丁目、西戸崎五丁目、西戸崎六丁目、大岳一丁目、大岳二丁目、大岳三丁目、大岳四丁目、大字西戸崎、大字奈多、雁の巣一丁目、雁の巣二丁目、奈多一丁目、奈多二丁目、奈多三丁目、奈多団地、塩浜一丁目、塩浜二丁目、塩浜三丁目、大字三苦、三苦一丁目、三苦二丁目、三苦三丁目、三苦四丁目、三苦五丁目、三苦六丁目、三苦七丁目、三苦八丁目、美和台新町、美和台一丁目、美和台二丁目、美和台三丁目、美和台四丁目、美和台五丁目、美和台六丁目、美和台七丁目、高美台一丁目、高美台二丁目、高美台三丁目、高美台四丁目、和白東一丁目、和白東二丁目、和白東三丁目、和白東四丁目、和白東五丁目、和白丘一丁目、和白丘二丁目、和白丘三丁目、和白丘四丁目、和白一丁目、和白二丁目、和白三丁目、和白四丁目、和白五丁目、和白六丁目、大字上和自、松香

第一区

福岡県

福岡市

東区

博多区

八幡浜市

大洲市

伊予市

西予市

上浮穴郡

喜多郡

西宇和郡

北宇和郡

南宇和郡

台一丁目、松香台二丁目、唐原一丁目、唐原二丁目、唐原三丁目、唐原四丁目、唐原五丁目、唐原六丁目、唐原七丁目、大字浜男、御島崎一丁目、御島崎二丁目、大字下原、下原一丁目、下原二丁目、下原三丁目、下原四丁目、下原五丁目、大字香椎（一番地から百十八番地までを除く。）、香椎一丁目、香椎二丁目、香椎三丁目、香椎四丁目、香椎五丁目、香椎六丁目、香椎台一丁目、香椎台二丁目、香椎台三丁目、香椎台四丁目、香椎台五丁目、香椎駅東一丁目、香椎駅東二丁目、香椎駅東三丁目、香椎駅東四丁目、香椎駅前一丁目、香椎駅前二丁目、香椎駅前三丁目、香椎団地、香住ヶ丘一丁目、香住ヶ丘二丁目、香住ヶ丘三丁目、香住ヶ丘四丁目、香住ヶ丘五丁目、香住ヶ丘六丁目、香住ヶ丘七丁目、城浜団地、名島一丁目、名島二丁目、名島三丁目、名島四丁目、名島五丁目、香椎浜一丁目、香椎浜二丁目、香椎浜三丁目、香椎浜四丁目、香椎照葉一丁目、香椎照葉二丁目、香椎照葉三丁目、香椎照葉四丁目、香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、香椎照葉七丁目、みなと香椎一丁目、みなと香椎二丁目、みなと香椎三丁目、香椎浜ふ頭一丁目、香椎浜ふ頭二丁目、香椎浜ふ頭三丁目、香椎浜ふ頭四丁目、千早一丁目、千早二丁目、千早三丁目、千早四丁目、千早五丁目、千早六丁目、松崎一丁目、松崎二丁目、松崎三丁目、松崎四丁目、舞松原一丁目、舞松原二丁目、舞松原三丁目、舞松原四丁目、舞松原五丁目、舞松原六丁目、水谷一丁目、水谷二丁目、水谷三丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、若宮四丁目、若宮五丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目（一番から三十番までに限る。）、松島四丁目、松島五丁目（一番から二十番までに限る。）、松島六丁目、松田一丁目、松田二丁目、松田三丁目、箱崎一丁目、箱崎二丁目、箱崎三丁目、箱崎四丁目、箱崎五丁目、箱崎六丁目、箱崎七丁目、箱崎ふ頭一丁目、箱

崎ふ頭二丁目、箱崎ふ頭三丁目、箱崎ふ頭四丁目、箱崎ふ頭五丁目、箱崎ふ頭六丁目、原田一丁目、原田二丁目、原田三丁目、原田四丁目、貝塚団地、東浜一丁目、東浜二丁目、社領一丁目、社領二丁目、社領三丁目、郷口町、管松一丁目、管松二丁目、管松三丁目、管松四丁目、管松新町、二又瀬、二又瀬新町、馬出一丁目、馬出二丁目、馬出三丁目、馬出四丁目、馬出五丁目、馬出六丁目

第四区

福岡市

東区

第一区に属しない区域

宗像市

古賀市

福津市

糟屋郡

第五区

福岡市

南区

第二区に属しない区域

筑紫野市

春日市

大野城市

太宰府市

朝倉市

那珂川市

朝倉郡

第四区

宗像市

古賀市

福津市

糟屋郡

第五区

福岡市

南区

第二区に属しない区域

筑紫野市

春日市

大野城市

太宰府市

朝倉市

筑紫郡

朝倉郡

長崎県
第一区
長崎市

第二区
島原市
諫早市
大村市
対馬市

長崎県
第一区
長崎市

本庁管内
小ヶ倉支所管内
土井首支所管内
小櫛支所管内
西浦上支所管内
滑石支所管内
福田支所管内
深堀支所管内
日見支所管内
茂木支所管内
式見支所管内
東長崎支所管内
三重支所管内
香焼行政センター管内
伊王島行政センター管内
高島行政センター管内
野母崎行政センター管内
三和行政センター管内
第二区
長崎市
第一区に属しない区域
島原市
諫早市

鹿児島県

(削る)

壱岐市
雲仙市
南島原市
西彼杵郡
第三区
佐世保市
平戸市
松浦市
五島市
西海市
東彼杵郡
北松浦郡
南松浦郡

鹿児島県

雲仙市
南島原市
西彼杵郡
第三区
佐世保市
佐世保市役所早岐支所管内
佐世保市役所三川内支所管内
佐世保市役所宮支所管内
大村市
対馬市
壱岐市
五島市
東彼杵郡
北松浦郡
小値賀町
南松浦郡
第四区
佐世保市
第三区に属しない区域
平戸市
松浦市
西海市
北松浦郡
佐々町

第一区

鹿児島市

本庁管内

伊敷支所管内

吉野支所管内

吉田支所管内

松元支所管内

郡山支所管内

桜島支所管内

鹿児島郡

この表中「本庁管内」とは、市町村（指定都市にあつては、区。以下同じ。）の区域のうち、支所又は出張所（それぞれ当該市町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。）の所管区域

に属しない区域をいう。

別表第二（第十三条関係）

選挙区

議員数

東北

十二人

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

南関東

二十三人

第一区

鹿児島市

本庁管内

伊敷支所管内

東桜島支所管内

吉野支所管内

吉田支所管内

桜島支所管内

松元支所管内

郡山支所管内

鹿児島郡

この表中「本庁管内」とは、市町村（指定都市にあつては、区。以下同じ。）の区域のうち、支所又は出張所（それぞれ当該市町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。）の所管区域及び地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区の区域に属しない区域をいう。

別表第二（第十三条関係）

選挙区

議員数

東北

十三人

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

南関東

二十二人

